

# 給与所得者と税



給与所得者は、  
ふだんどのように  
税を納めているの？

## 給与やボーナスに対する所得税及び復興特別所得税

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

### 月々の源泉徴収

毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」により求められます。

### 年末調整

1年間の給与総額に対する所得税及び復興特別所得税の額と毎月の給与から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ①子の結婚や就職などにより年途中で控除対象扶養親族の数が変わる場合があります。
  - ②生命保険料控除や配偶者特別控除などは年末に一度に控除することとなっています。
- このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税及び復興特別所得税の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。



給与所得者は、  
どのようなとき  
確定申告をするの？

## 給与所得者の確定申告

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をしないと所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

### 確定申告をしなければならない方

給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている方

など

### 確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 など  
→P27「マイホームを持ったとき」参照
- ② 多額の医療費を支払った場合 など  
→P15「医療費を支払ったとき」参照
- ③ 災害や盗難にあった場合  
→P21「災害等があったとき」参照
- ④ 年途中で退職し、再就職していない場合
- ⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

など

### 給与所得者の特定支出控除

- 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できる制度です。
- 特定支出とは、①通勤費、②転居費(転任に伴うもの)、③研修費、④資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑤帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)、⑥勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費等)のうち一定の要件を満たすものをいいます。  
注:⑥勤務必要経費は、65万円が上限となります。

#### 〈控除を受けるための手続〉

この控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計金額を記載するとともに、給与等の支払者の証明書や特定支出の金額を証する書類などが必要となります。



